

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広告審査協会の役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員等の報酬等)

第2条 常勤役員等の報酬は、下記に示す額を上限額とし、評議員会の決議で決定する。
また、報酬とは別に勤務実態に応じて、通勤費を支給する。

(1) 専務理事 13,000,000 円

(2) 理事 12,000,000 円

2 常勤役員が会員社からの出向者である場合は、出向元の会員社と出向に関する契約を結び、第1項に定める年額を超えない範囲において理事会で決議を得て、出向元の会員社に対し役員報酬相当の金員を支払うものとする。

(常勤役員等の退職慰労金)

第3条 常勤役員が退任したときは、この規程の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職慰労金を支給する。ただし、その役員が、定款第26条の規定に該当して解任されたときは、退職慰労金は支給しない。

2 退職慰労金の支給額は、次の算式によって得た範囲内とする。

(1) 退職慰労金の額 = 退任時の報酬月額 × 役員在任期間 × 乗率 × 役位指数

※但し、出向期間は在任期間に含まない。

(2) 役員在任期間は年単位とし、1年に満たない場合は1年に切り上げる。

(3) 乗率は、役員在任期間が5年未満の場合は0.6、同期間が5年以上かつ10年未満の場合は0.8とする。

(4) 役位指数は、専務理事及び理事（事務局長）を1.3、その他の理事を1.0とする。

(非常勤役員等の報酬等)

第4条 非常勤役員は、原則として無報酬とし、交通費を支給する。

(評議員等の報酬等)

第5条 評議員には、評議員会に出席の都度、下記に示す日額報酬を支給する。

(1) 定時評議員会 日額報酬 30,000 円

(2) その他の評議員会 日額報酬 20,000 円

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

附則

1. この規程は、公益財団法人広告審査協会の設立の登記の日から施行する。
2. 平成24年3月22日改定。
3. 平成26年3月20日改定。